

○池田町集落営農等機械導入事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

要綱第20号

(目的)

第1条 この要綱は、農業の低コスト化、農業生産体制の構築及び地域農業の活性化を図るため、農業者が行う農業機械等導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、池田町農林業振興補助金交付規則（昭和54年池田町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、池田町に住所を有し、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条及び第14条の4の規定に基づき池田町の認定を受けた農業者
- (2) 法人格を有する生産組織、集落営農及びそれに準ずる生産組織

(補助対象機械等)

第3条 補助金の対象となる機械、設備又は施設（以下「機械等」という。）は次に掲げるものとし、新規に購入等を行ったものとする。

- (1) 農業用機械（トラック類等は除く。）
- (2) 前号の農業用機械に備え付ける機械（アタッチメント）
- (3) 農業用設備、施設（茶加工施設については設備の更新・改修を含む。）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、10万円を超える前条に規定する機械等の購入費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、1,000万円を上限とする。

2 国又は県の補助金を受けて購入する機械等は補助対象としないが、池田町茶業振興センターで使用する機械等の購入については例外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の15パーセント以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、茶に関する機械、設備及び施設については、25パーセント以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に規定する補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、当該事業完了後速やかに規則第7条に規定する事業実績報告書を町長に提出し、検査を受けなければならない。

（補助金の返還等）

第9条 町長は、申請者が規則第8条の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。